

○香芝市営火葬場条例

昭和44年3月8日

条例第9号

改正 昭和44年9月25日条例第20号

昭和51年7月31日条例第15号

昭和52年3月15日条例第12号

昭和54年9月28日条例第15号

昭和56年6月27日条例第16号

昭和58年3月29日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、香芝市営火葬場(以下「火葬場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による火葬の施設として本市に火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香芝市営火葬場	香芝市下田東五丁目690番地

(管理人)

第4条 火葬場に市長の任命する管理人を置くものとする。

(使用の許可)

第5条 火葬場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、設備の管理の管理上必要と認めるときは、前項の許可を制限し、又は取り消し、若しくは必要な処置をなすことができる。この場合、市は、損害賠償の責は、ないものとする。

(使用料)

第6条 前条の規定により火葬場使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、使用許可の際納付しなければならない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 貧困のため、使用料納付の資力がないと認める者。ただし、本市在住者でない者は、この限りでない。
- (2) 行旅死亡人のため使用するとき。
- (3) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第15号)

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第15号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第16号)

この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第6号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

別表

区分	使用料の額(1遺体につき)		
	13歳以上	13歳未満	死産児
本市住民	10,000円	5,000円	2,500円
本市住民以外の者	70,000円	50,000円	30,000円